

鹿追町

水道スマートメーター導入事業

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

北海道鹿追町

## 鹿追町 水道スマートメーター導入事業 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は公募型プロポーザル方式により各自業者から優良な提案を募集し、価格面だけでなく機能面などを総合的に判断し、事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 目的

当町では2か月に1回の検針のため、従来の目視検針では漏水発見に期間を要する事、誤検針等が発生した際も、結果的に住民負担が大きく発生する事が課題となっている。

そのため当町では2025年9月に水道スマートメーターを複数台テスト設置の上、検証を実施。

漏水早期発見や誤検針ゼロなど実際に住民への利便性に繋がる効果を確認したため、水道スマートメーターの全戸導入を実施する。

また、住民がPCやスマホで検針結果や料金等を確認出来るWeb通知サービスも導入の上、住民に提供することで、住民への更なる利便性をもたらす住民サービスの向上を図る。

### 2. 事業概要

|               |       |
|---------------|-------|
| ①適用範囲・事業規模と期間 | 仕様書参照 |
| ②仕様等          | 仕様書参照 |

### 3. 日程（応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある）

| 項目                               | 日程                                       |
|----------------------------------|--|
| ①募集告示および募集説明等の公表                 | 令和8年4月10日（金）                             |
| ②関係書類等に関する質問の受付                  | 令和8年4月10日（金）～17日（金）<br>16時必着（回答は4月24日まで） |
| ③参加表明書の受付締切                      | 令和8年4月28日（火）16時必着                        |
| ④参加資格確認結果およびプレゼンテーション、ヒアリング日時の通知 | 令和8年5月1日頃                                |
| ⑤企画提案書の受付締切                      | 令和8年5月12日（火）16時必着                        |
| ⑥プレゼンテーション、ヒアリングの実施              | 令和8年5月21日（木）（予定）                         |
| ⑦選考結果の通知                         | 令和8年5月22日（金）～下旬                          |
| ⑧審査結果公表                          | 令和8年5月下旬                                 |
| ⑨契約事業者の選定、詳細協議、契約                | 令和8年5月下旬                                 |

※1 契約締結するまでの諸条件については改めて鹿追町との間で詳細協議を実施する。

※2 詳細協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者との詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、参加者の負担とする。

#### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加するために必要な資格は以下のとおりとする。

|  |
|--|
| ① 令和 8 年度鹿追町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。   |
| ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てによる申し立てをしていない者。 |
| ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。  |
| ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年政令第 77 号）第 2 条第 6 項に該当しない者。   |
| ⑤ 北海道内の市町村に本社、支店または営業所のいずれかを有する法人であること。  |
| ⑥ 過去 5 年間に於いて道内の自治体に対し、同規模、同等の物品（付帯する自動検針システム、Web 通知システムも含む）を全戸納入し検収を受けた実績のある法人であること。                          |

#### 5. 参加に必要な事前手続き等

質問書、参加表明書について

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ① 質問書の提出期間および提出方法<br>(質問がある場合)    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 質問書（様式 1）</li><li>・ 令和 8 年 4 月 10 日～17 日 16 時必着</li><li>・ 電子メールのみ。</li><li>・ 件名は「プロポーザルへの質問」</li><li>・ メール到着確認は送信者にて実施</li></ul>          |
| ② 質問への回答公表期間、方法                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当町 HP にて 4 月 24 日までに回答</li><li>・ 質問者の特殊な技術等に関する質問については、当該質問者のみに回答する。回答の公表に当たっては質問者を匿名化とする。</li></ul>                                      |
| ③ 参加にあたっての必要提出書類                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 参加表明書（様式 2）</li><li>・ 会社概要（様式 3）</li><li>・ 類似業務実績調書（様式 4）<br/>(金額はマスキング可)</li><li>・ 令和 8 年 4 月 28 日 16 時必着</li><li>・ 郵送のみ（持参不可）</li></ul> |
| ④ 参加資格確認結果およびプレゼンテーション、ヒアリング日時の通知 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和 8 年 5 月 1 日頃</li><li>・ 参加資格要件審査結果通知書（様式 5）を電子メールにて個別に通知<br/>(参加不可の場合も通知)</li></ul>   |

なお、参加者が契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合は失格とする。

## 6. 企画提案書等の提出について

上記5の手続きにて参加資格が認められた場合、以下の留意事項に沿って必要書類を作成の上、提出すること。

### (1) 作成に当たっての留意事項について

|  |
|--|
| ①企画提案書は項目ごと簡潔明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。動画等の再生は認めない。 |
| ②A4版ファイル綴じとする。図面等でA3版を使用する場合はA4に折り込むこと。  |
| ③使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時間とする。                      |
| ④企画提案書の様式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint（すべてWindows版）のいずれかにより作成すること。          |
| ⑤横書きで記載する。使用する文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし図面中の文字サイズについては、この限りでない。                   |
| ⑥作成にあたっては「8. 提案評価について」の記載を十分に踏まえ作成すること。  |

### (2) 提出必要書類・期間・方法等について

|                 |   |
|-----------------|---|
| ① 必要書類          | ・企画提案書提出届（様式6）<br>・企画提案書（正本1部・副本7部）<br>・企画提案書の電子データ（PDF）  |
| ② 提出期間          | ・令和8年5月12日16時必着   |
| ③ 提出方法          | ・郵送のみ（持参不可）<br>・別途PDFデータを電子メールにて送付  |
| ④その他（応募の辞退について） | ・参加表明書の提出～企画提案書の提出期限迄の間に応募を辞退することができる。<br>・応募を辞退する場合は、事前に個別連絡の上、令和8年5月12日16時まで「辞退届」（様式7）を郵送により提出すること。 |

## 7. 受託者の決定等について

### (1) プロポーザル審査委員会の設置

鹿追町は企画提案書等の審査を専門的見地に基づき、また平等に実施するため、「審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、鹿追町職員により構成している。なお、参加者が募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接または間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び鹿追町は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、

参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所については、事前に参加者に通知する。プレゼンテーション参加者は上限4名とし、プレゼンテーション時間は20分、質疑は10分とする。

参加者はパソコンを持参の上、資料を投影しプレゼンテーションを実施すること。なお、自動検針システムやWeb通知システムについて実際にデモ画面を投影の上、説明する事も可とするが、動画を用いる事は禁止とする。

プレゼンテーション実施におけるスクリーン、プロジェクター(HDMI接続に対応)、HDMIケーブルは鹿追町が用意する。

### (3) 優先交渉権者の決定

委員会があらかじめ定めた提案評価基準に基づき、委員会及び鹿追町の審査、合議により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、鹿追町は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

審査の詳細については以下「8. 提案評価について」を参照。

### (4) 選考結果の通知等

鹿追町は、優先交渉権を得た法人名を本業務に係る当町ホームページで公表する。この際、優先交渉権者以外については、当該参加者名が特定できないよう、符号化した上でホームページに掲載する。

当町からの個別連絡は優先交渉権者のみに実施する。(令和8年6月中旬頃までに通知予定) なお優先交渉権者以外の審査結果内容問い合わせ等には一切応じない。

### (5) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、鹿追町はその旨を速やかに本業に係るホームページで公表する。

### (6) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も提案評価基準に従い審査を行う。

### (7) 契約手続き

鹿追町は、優先交渉権を獲得した事業者に改めて見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者が契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位から順に契約交渉を行う場合がある。

## 8. 提案評価について

### (1) 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案内容と参考見積価格、ランニングコストを総合的に評価の上、得点化し委員会による合議を経て受注者を決定する。

(2) 事業期間中の見積価格の算出方法について

事業期間中に鹿追町で負担が必要な費用を次の項目の条件に沿って記載すること。記載にあたっては各項目について税抜金額と税込金額が確認できるように記載すること。なお、見積は提案書の最終ページに記載すること。

別に発生する費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。また、料金が発生しない場合はその旨を記載すること。

導入に伴う鹿追町料金システム側の改修費用は含めないこと。また水道自動検針用無線通信端末の設置に必要な屋外用結束バンド、設置工事費は見積に含めないよう留意すること。

【事業期間中の見積価格】

| 項目                    | 算出条件  |
|-----------------------|---|
| ① 水道自動検針用無線通信端末       |   |
| 購入費用                  | 鹿追町の全検針戸数である 2,400 台分。  |
| 設置用ケーブル<br>(結束バンドは除く) | 鹿追町の全検針戸数である 2,400 台分。  |
| 設置に伴う端末設定費用           | 鹿追町の全検針戸数である 2,400 台分。  |
| 端末の回線登録費用             | 鹿追町の全検針戸数である 2,400 台分。  |
| ② 自動検針システム            |   |
| 初期設定 (セットアップ) 費用      | 鹿追町の LGWAN またはインターネットから接続可能とするために必要なセットアップ費用を算出すること。  |
| 管理者アカウント登録費用          | 鹿追町や工事会社の合計 15 者が利用すると仮定し、アカウントを作成する費用を算出すること。  |
| 自動検針システムセンター利用料       | 自動検針システム導入にあたり、提案事業者のセンターを利用する費用が発生する場合、その費用を算出すること。  |
| ③ Web 通知システム          |   |
| 初期設定 (セットアップ) 費用      | 鹿追町の LGWAN またはインターネットから接続可能とするために必要なセットアップ費用を算出すること。  |
| 管理者アカウント登録費用          | 鹿追町や他課の合計 15 者が利用すると仮定し、アカウントを作成する費用を算出すること。  |
| ④ その他について             |   |
| 初年度通信回線利用費用           | 当町にて 6 月から毎月 600 台ずつ無線通信端末を設置し、9 月末に 2,400 台全数の設置が完了したと想定し、10 月～3 月末までの間で発生する通信回線利用費用を算出すること。 |
| 上記以外 (その他費用)          | その他導入に必要な費用と項目を提示すること。  |

(3) 内訳（10年間のランニングコスト）の算出方法について

鹿追町で負担が必要な費用の単価および10年間（120か月分）の費用を次の項目の条件に沿って記載すること。記載にあたっては各項目について税抜金額と税込金額が確認できるように記載すること。見積は提案書の最終ページに記載すること。

別に発生する費用がある場合は、その他費用として項目および内訳を明らかにし、上記に加えること。また、料金が発生しない場合はその旨を記載すること。

【10年間のランニングコストの算出方法について】

| 項目                    | 算出条件  |
|-----------------------|---|
| ① 無線通信端末について          |   |
| 通信回線利用費用              | 無線通信端末を10年使用すると仮定し2,400台分の通信回線利用費用を算出すること。  |
| 水道メーターおよび無線通信端末への制御費用 | 無線通信端末の想定使用期間（10年間）中、2,400台分のうち毎月240台（10％）に制御操作を実施すると仮定し費用を算出すること。                              |
| 定例検針値の取得費用            | 無線通信端末の使用期間（10年間）中、毎月1回定例検針値を取得すると仮定し費用を算出すること。   |
| 随時検針値取得費用             | 無線通信端末の使用期間（10年間）中、毎月240台（10％）随時検針値を取得すると仮定し費用を算出すること。  |
| アラーム通知費用              | 無線通信端末の使用期間（10年間）中、毎月240台（10％）のアラームを利用者へ通知すると仮定し費用を算出すること。                                      |
| ② 自動検針システムについて        |   |
| システム利用費用              | 鹿追町や工事会社の合計15者が10年間利用すると仮定し費用を算出すること。   |
| アカウント利用費用             | 鹿追町や工事会社の合計15者が10年間利用すると仮定し費用を算出すること。   |
| アカウント変更や削除に伴う費用       | 毎年アカウント変更やアカウント削除を15回実施すると仮定し10年間で合計150回実施した場合の費用を算出すること。                                       |
| 無線通信端末データ変更や削除に伴う費用   | 10年間の間で無線通信端末のデータ変更や削除を合計2,400回分実施したと仮定し費用を算出すること。  |
| 自動検針システムセンター利用料       | 自動検針システムを10年間使用するにあたり、提案事業者のセンターを利用する費用が発生する場合、その費用を算出すること。                                     |
| ③ Web通知システムについて       |   |
| システム利用費用              | 鹿追町や他課含めた合計15者が10年間利用すると仮定し費用を算出すること。<br>なお、Web通知の加入者数に応じた費用体系の場合は初年度に2,400件加入したと仮定し10年間分の費用を算出 |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | すること。   |
| アカウント利用費用       | 鹿追町や他課含めた合計 15 者が 10 年間利用すると仮定し費用を算出すること。   |
| アカウント変更や削除に伴う費用 | 毎年アカウント変更やアカウント削除を 15 回実施すると仮定し 10 年間で合計 150 回実施した場合の費用を算出すること。   |
| 利用者向けプッシュ通知     | 10 年間で毎月 2,400 戸の Web 通知加入者に対し、それぞれ検針結果のお知らせ 1 回、料金確定のお知らせ 1 回、料金収納のお知らせ 1 回の合計 3 回 (2,400 件×3 回×12 ヶ月×10 年) をプッシュ通知したと仮定し費用を算出すること。なお、SMS 通知も場合も同様の条件で費用を算出すること。 |
| ④ その他について       |   |
| 上記以外 (その他費用)    | 必要な費用と項目を合わせて提示すること。  |

#### (4) 資機材、オプション等の算出方法について

提案時点では数量確定が困難な資機材がある場合は資機材の単価を備考欄に記載すること。(見積には含めず備考欄に記載) また、鹿追町で選択できる各種システムのオプションメニューがある場合は初期導入費用および 10 年間ランニングコストを備考欄に記載すること。記載する際は税抜、税込表示を確認できるように記載すること。

#### (5) 無線通信端末搭載の交換用電池価格について

当町では将来的に無線通信端末の電池のみを発注の上、交換を予定していることから、備考欄に現時点における電池 1 個当たりの単価、耐用年数を記載すること。(見積には含めず、備考欄に記載) 記載する際は税抜、税込表示を確認できるように記載すること。

なお、電池交換不可の場合は不可の旨を記載すること。

#### (6) その他

評価、算出条件はあくまで事業者選定における条件の平仄を合わせることを目的としており、契約時の条件および内容は契約候補者選定後の詳細協議にて決定する。

算出に使用した料金について、契約時の条件変更により変動することは許容するが、本プロポーザルにおける評価に影響を与えると鹿追町が認めた場合は協議を中止する可能性がある

以上